

2018年の理事長の重任登記手続きについて

2021年3月25日
使用済燃料再処理機構

当機構は、2016年10月3日に設立の登記を行っておりますが、2018年10月の理事長再任に際して、必要となる理事長の重任登記を行っていませんでした。

このため、2020年10月に理事長の重任登記を行い、仙台地方裁判所より過料決定の通知を受け、本日、過料金1万円の納付を行いました。

本件について、今年3月23日に資源エネルギー庁から当機構に対し、嚴重注意に加え、再発防止策を講じるよう指示がありました。

再発防止策の徹底に取り組み、法令遵守に努めてまいります。

以上

<お問い合わせ窓口>
使用済燃料再処理機構 総務部
電話：017-763-5910(代表)